

# 令和8年度八戸市公衆浴場整備事業補助金について

市では、公衆衛生水準の向上を図るため、市内の一般公衆浴場（公衆浴場法による許可を受け物価統制令により入浴料金が統制されている公衆浴場）の経営者に対し、予算の範囲内で施設整備費用等の一部を補助しています。

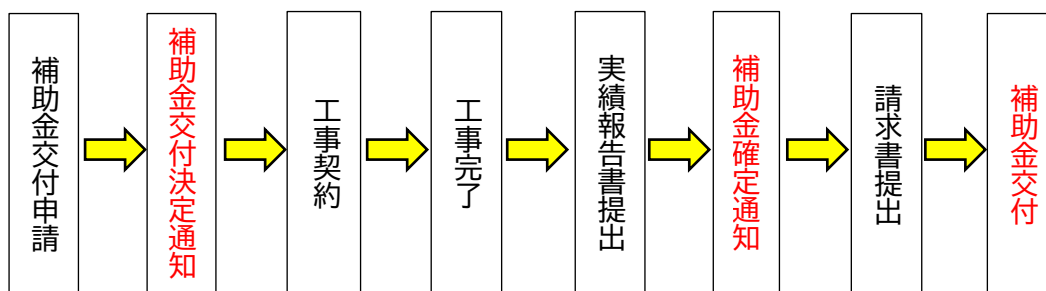
## 【補助金の種類】

事業区分	補助対象経費 (消費税相当額を控除した額)	補助金の額 (千円未満の端数切り捨て)
施設整備事業	既存の公衆浴場施設の釜（浴槽用のボイラー及びこれに類する機器）取替工事に要する経費 ※修理は対象外	補助率3分の1（上限65万円）
付帯設備整備事業	既存の公衆浴場施設における転倒防止対策のための、手すり、玄関スロープ、すべり止め等の設置及び改修に要する経費	補助率3分の1（上限5万円）

## 【備考】

- 1：補助金は予算の範囲内で交付するもので、先着順となります。  
申請を希望される場合は、あらかじめ担当課までお問い合わせください。
- 2：以前市から当該補助金を受け施設・付帯設備を整備している場合、次の期間中は申請できません。
  - ・施設整備事業…前回補助を受けてから6年間
  - ・付帯設備整備事業…前回補助を受けてから10年間
- 3：過去3年間の市税（市民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税、国民健康保険税）に滞納がある方には、補助金を交付できません。
- 4：他の補助金と併用することも可能です。  
併用の場合は、補助対象経費から他の補助金の額を控除したうえで、交付額を決定します。

## 【申請から補助金交付までの流れ】（黒字は申請者が行うもの 赤字は市が行うもの）



## 【注意】

- ・工事契約の締結前に補助金交付申請が必要です。
- ・令和8年度内に工事を完了し、実績報告書を提出する必要があります。

○市ホームページに申請書類を掲載しています（窓口でもお渡しできます）。

〔市HP 公衆浴場に対する風呂釜交換費用等の一部補助〕

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/2/4943.html>

〔市HP〕



担当課 八戸市保健所衛生課 生活衛生グループ

〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号

Tel:0178-38-0719

